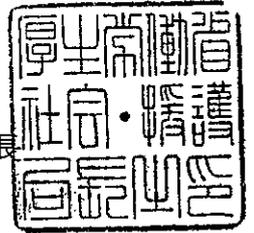


社援発第1222007号  
平成20年12月22日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長



「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（通知）

今般、産科医療補償制度が開始されることに伴い、出産扶助に係る取扱いについて、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成21年1月1日から適用することとしたので、了知の上、保護の実施に遺漏のないよう配意されたい。

なお、産科医療補償制度に係る出産扶助の取扱いの具体的な手続き方法等については、別添「産科医療補償制度における出産育児一時金等の加算支給に係る取扱いについて（依頼）」（平成20年12月12日医政発第1212003号厚生労働省医政局長通知）を参照されたい。

新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>第7 7 出産費</p> <p>(1) 出産予定日の急変によりあらかじめ予定していた施設において分べんすることができなくなった場合等真にやむを得ない事情により、出産に要する費用が保護の基準別表第6により難いこととなったときは、保護の基準別表第6の1について、240,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p> <p>(2) 双生児出産の場合は、保護の基準別表第6の1について、基準額((1)の要件を満たす場合は、240,000円)の2倍の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p>	<p>第7 7 出産費</p> <p>(1) 出産予定日の急変によりあらかじめ予定していた施設において分べんすることができなくなった場合等真にやむを得ない事情により、出産に要する費用が保護の基準別表第6により難いこととなったときは、保護の基準別表第6の1について、240,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p> <p>(2) 双生児出産の場合は、保護の基準別表第6の1について、基準額((1)の要件を満たす場合は、240,000円)の2倍の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p> <p>(3) <u>病院、診療所、助産所その他の者であつて、健康保険法施行令第36条各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保護の実施機関が認めるときは、保護の基準別表第6の1又は本通知第7の7の(1)に定める額に加え、30,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして、同条第1号に規定する保険契約に関し被保護者が追加的に必要となる費用の額を認定して差し支えないこと。</u></p>

(参考) 生活保護法による保護の基準 (昭和38年4月1日厚生省告示第158号) 抜粋

別表第6 出産扶助基準

1 基準額

区 分	基 準 額
施設分べんの場合の額	173,000円以内
居宅分べんの場合の額	204,000円以内

- 2 病院、助産所等施設において分べんする場合は、入院(8日以内の実入院日数)に要する必要最少限度の額を基準額に加算する。
- 3 衛生材料費を必要とする場合は、5,400円の範囲内の額を基準額に加算する。

医政発第1212003号

平成20年12月12日

雇用均等・児童家庭局長

社会・援護局長

保険局長

殿

医 政 局 長

(公印省略)

産科医療補償制度における出産育児一時金等の加算支給に係る取扱いについて（依頼）

平成21年1月1日より、財団法人日本医療機能評価機構を運営組織として、産科医療補償制度が開始されるところであるが、本制度における出産育児一時金等の加算支給に係る取扱いについて、別添のとおり財団法人日本医療機能評価機構より通知があったので、内容を御了知の上、関係団体等にその周知徹底を図っていただくとともに、その円滑な運用に万全の対応をいただくようお願いしたい。

(別添)

産医補償第17号

平成20年12月12日

厚生労働省医政局長 殿

財団法人 日本医療機能評価機構  
理事長 坪井 栄 孝

産科医療補償制度における出産育児一時金等の加算支給に係る取扱いについて  
(依頼)

当機構の事業運営については、平素よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成21年1月1日より、当機構を運営組織として、産科医療補償制度が開始される所です。

本制度におきましては、産科医療の質の向上を図り、安心して産科医療を受けられる環境整備を行うことを目的として、制度に加入している分娩機関（以下「加入分娩機関」といいます。）の医学的管理の下での分娩（死産を含み、22週以降のものに限ります。以下「制度対象分娩」といいます。）について、通常の妊娠・分娩にもかかわらず、分娩に関連して重度脳性麻痺となった児について速やかに補償を行い、重度脳性麻痺の発症原因を分析し、再発防止に役立てることとしております。

本制度では、当機構が加入分娩機関より制度対象分娩について掛金を徴収することにより、制度対象分娩における分娩費の上昇が見込まれることから、貴省等において、健康保険法施行令等の関係法令等を改正し、制度対象分娩については出産育児一時金等が加算して支給される予定であると伺っております。

当機構としましては、出産育児一時金の支給を行う保険者等において、制度対象分娩であることを判別いただくための方法として、下記のとおり対応を考えておりますので、関係各省及び保険者等に対し周知いただきますようお願いいたします。

## 記

### ① 妊産婦が保険者等に対し請求を行う場合等の取扱いについて（通常の出産育児一時金等の申請の場合）

加入分娩機関は、妊産婦に対して発行する領収書に、制度対象分娩であることを証明する所定の印（別添参照）を押印しますので、出産育児一時金等の申請の際、申請者より保険者等に対し当該領収書の写しを提出いただきます。

保険者等におかれては、領収書に所定の印が押印されているか確認することにより、制度対象分娩であることを判別いただけることとなります。

### ② 加入分娩機関が保険者等に対し請求を行う場合等の取扱いについて（出産育児一時金の事前申請による受取代理等の場合）

加入分娩機関は、分娩取扱い後、保険者等に対して行う請求に当たり、制度対象分娩であることを証明する所定の印を押印した請求書を送付していただきます。

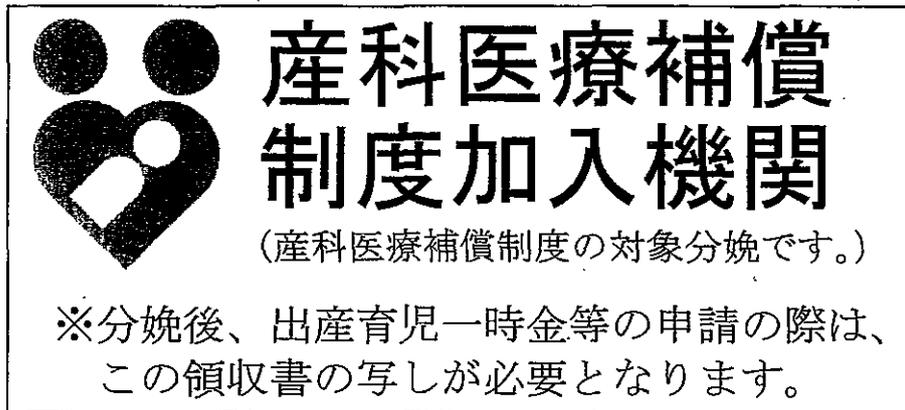
保険者等におかれては、請求書に所定の印が押印されているか確認することにより、制度対象分娩であることを判別いただけることとなります。

※ なお、本制度における掛金は、分娩を自らの医学的管理の下に取り扱った加入分娩機関より徴収します。このため、例えば里帰り出産や転院のように、健診等を行っていた分娩機関と分娩を取り扱った分娩機関が異なる場合には、分娩を取り扱った分娩機関が掛金を当機構に支払うこととなります。また、妊産婦の自宅での出産や救急車内での分娩についても、加入分娩機関が自らの医学的管理の下に分娩を取り扱った場合には、当該加入分娩機関は妊産婦に分娩費の請求を行い、掛金を当機構に支払うこととなります。

また、本制度における掛金は、出産育児一時金等の取扱いと同様、1児ごとに発生することとなり、例えば双生児の場合には、加入分娩機関は2分娩分の掛金を当機構に支払うこととなります。

別 添

ご参考：制度対象分娩であることを証明する所定の印 イメージ



実寸サイズは、縦2.7cm×横6.0cmとなります。

また、外枠は大きさのイメージであり、印にはついておりません。

以 上